

# 東京におけるNPO法人の現状と課題（前編）

## ―「東京都内NPO法人に関する基礎調査」から―

渡戸一郎（東京ボランティア・市民活動センター運営委員長、明星大学教授）

1995年の阪神淡路大震災を一つの契機として、98年にNPO法が制定・施行されました。それ以降、社会の様々な課題に取り組む市民活動団体が設立され、今日では全国で4万法人を超えるまでになりました。2011年6月には大幅なNPO法の改正と新しい寄付税制が盛り込まれた税制改正があり、NPO新時代に入りました。

一方、NPO法人は「新しい公共」を担うことを期待されていますが、法人としての体制整備は必ずしも十分ではなく、様々な課題を抱えているのも事実です。

本センターが昨年度実施した標記の調査を2回にわたって掲載します。前編では、回答いただいたNPO法人の「概要」、「組織体制」、「資金・財務」に関する部分をご紹介します。

特定非営利活動促進法（NPO法）制定から10年余が経過し、2011年1月末現在、NPO法人は全国で4万団体を超えた。このうち、都道府県認証団体総数38577団体のなかで東京都認証団体は17・5%を占めており、さらに東京都の領域を越えて広域的に活動する内閣府認証団体も東京にかなり集中している。このように全国のなかでも大きな集

積をみせる大都市・東京のNPO法人は、どのような現状にあり、いかなる運営上の課題を抱えているだろうか。東京ボランティア・市民活動センターは2010年度事業のひとつとして、「東京都内NPO法人に関する基礎調査」を行った。以下では、本調査の結果とそこから見えてきたことを報告する。なお、同名の報告書が本センターから2011年

3月に刊行されているので、詳細なデータはそれを参照されたい。

本調査は瀧澤利行（本センター専

門員、茨城大学教授）と池田明彦

（本センター主任）および筆者から

なる調査チームが、東京都生活文化

局と協議しながら調査票を設計し、

2010年9月から約1カ月間、郵

送法で実施した。本調査は都内NP

O法人の悉皆調査であり、対象は都

認証NPO法人6544団体のすべ

とで、都内に事務所をもつ内閣府認

証の全NPO法人1833団体の計

8377団体である。有効回答は

1169団体（都認証975団体、

内閣府認証194団体）、有効回答

率14・0%であった。郵送調査ゆえ

の回答率の低さは調査結果の妥当性

を限界づけているものの、そこから

は一定の傾向が浮き彫りになると同

時に、クロス集計により有意な相関が認められるいくつかの傾向も見出された。なお、調査票の送付に当たっては、都が保有する直近の宛名データをを用いたが、宛名不明で返送されたものが多数あり（都認証880団体、内閣府認証487団体）、主たる事務所の変更等があっても都へ届け出ていないケースが多いことがわかる。以下、調査結果の概要を述べる（NAは無回答、DKは「わからない」を指す）。

## 1 回答NPO法人の概要

### 《団体の設立と法人化の時期》

NPO法の施行は1998年12月だから、それ以前に設立された市民団体が約3分の1存在することがわかる。一方、NPO法人化は2000年代前半までに急増し、それ以降は漸減している（図表1）。

### 《法人設立の目的》

NPO法人化の契機は、①「すでに行っていた社会活動を発展させるため」27・2%、②「社会的ニーズに対応するため」22・9%、③

図表1 団体の設立時期とNPO法人化の時期 (%)

	1989年以前	1990～98年v	1999～2004年	2005年以降	NA	計
団体設立時期	14.7	20.8	36.1	26.0	2.4	100.0
NPO法人設立時期	0.0	0.7	51.3	44.7	3.3	100.0

「活動内容に社会的意義を見出し、貢献するため」26・0%の三つに分かれている。①は法人化以前から活動を行っていたケースにほぼ重なるが、②はニーズ対応型、③は意義ある社会活動の実践型の設立といえよう。

### 《活動分野》

最重点分野に着目してみると、分野は多岐にわたって分散しているが、①社会福祉24・9%が最も多く、次いで②保健・医療9・4%、③環境・自然・リサイクル8・6%、④地域・まちづくり7・4%、⑤子どもの健

全育成6・5%、⑥国際協力・交流5・6%の順となっており、これらで全体の71・9%を占めている。

### 《活動形態》

最も力を入れている活動形態は、①「介護・保育・相談・交流を含む対人サービス」37・0%、②「講習・研修の開催、学習機会の提供」25・4%の二つを中心に、以下、③「情報提供・ネットワーキング・連絡調整」7・2%、④「調査、研究、コンサルティング」6・4%、⑤「環境整備、動植物保全を含む対物サービス」4・4%となっている。

### 《支援対象》

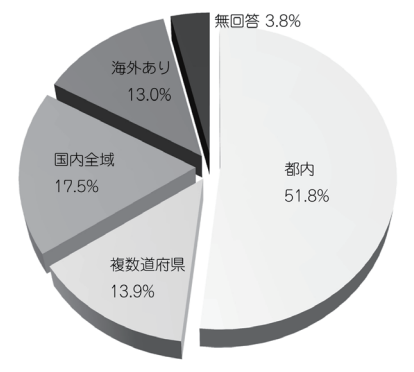
重点支援対象の年齢層は「成人・勤労者」33・7%と「高齢者」27・5%の二つの年齢層で全体の6割を占めており、「乳幼児から小学生」16・3%が次いでいる。次に重点支援対象の性別は圧倒的多数（87・8%）が「性別不問」であり、次いで「女性」3・4%、「男性」1・8%であった。さらに重点支援対象者を具体的に尋ねると、「一般市民・地域住民」が最も多く39・2%、「心身障害者」24・8%が次いでいる。以下、「介

護者」6・1%、「育児者」4・0%、「その他」3・8%、「患者・嗜癖・依存症者」2・8%、「海外の人・難民」2・7%と続いている。

### 《主な活動地域》

都内を活動領域とする法人が約半数（51・8%）を占め、そのうち半数（26・0%）が「都内の単一の区市町村」で活動しており、「都内の複数の区市町村」と「都内」は各12・2%、13・6%である。一方、「複数の道府県」と「国内全域」は各13・9%、17・5%で合わせて約3割弱（31・3%）であり、以下「国内と海外」10・1%、「海外」2・9%となっている（図表2）。

図表2 主な活動地域(エリア)(n=1169)



これら都の範囲を越えて活動して

いる法人は44・3%に達し、回答団体の16・6%が内閣府認証法人であることとズレが生じている。法人化の時期に都内で活動を始め、その後、都の範囲を越えて活動を展開させているということかもしれない（NA 3・8%）。

## 2 NPO法人の組織体制

### 《会員制度》

大半の法人は会員制度を採っている（92・0%）。会員制度がある法人の正会員数をみると、「30人以下」が約半数（48・0%）を占め、次いで「100人以下」25・7%、「101人以上」18・7%であった（ちなみに「401人以上」は6・0%に留まっている）。総じて小規模の団体が多い。なお、正会員の最大値は18万人であった。一方、賛助会員数は正会員数よりも少なく、NAが多かった。また、団体会員数も無回答が多く、団体会員制度を採っていない法人が多いことが推測される。

### 《会費》

会員制度を採っている場合、個人

正会員の会費年額は「5000円未満」が最も多く（41・2%）、以下「1万円未満」25・1%、「2万円未満」25・9%であり、「2万円以上」は7・8%と少ない。団体正会員の会費年額は「2万円以上」46・8%、「2万円未満」28・5%と、個人正会員よりも高くなっている（両者ともNAを除いて集計）。

### 《役員構成》

「代表者がいる」89・7%、「理事がいる」97・9%となっており、代表者がいない場合でも理事が置かれている法人がほとんどである。また、代表者の83・9%が無償であり、有償は15・5%に留まる（NA0・6%）。理事の平均人数は8・5人で、そのうち有給では0・5人と少なく、無給の場合7・9人となっている（NA5・9%）。

### 《理事会》

理事会の開催回数はばらついており、「月1回程度」21・3%、「2か月に1回程度」12・2%と回数の多い法人がある一方で、「年1〜2回」の法人も37・9%ある（NA1・3%）。

### 《事務局スタッフ》

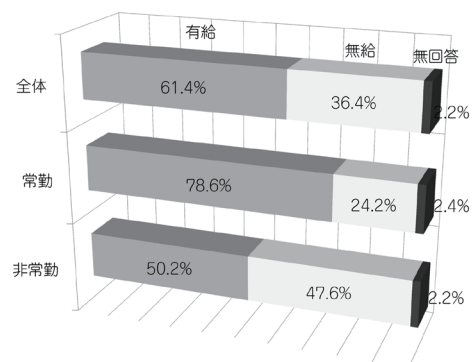
事務局の構成は「非常勤のみ」（35・5%）、「常勤と非常勤の両方いる」（34・7%）がほぼ3分の1ずつとなっており、「常勤職員のみ」20・2%、「両方ともいない」5・4%である（NA4・2%）。このことから、常勤職員がいる法人は5割を超え、非常勤職員がいる法人は7割を超えていると推測される。職員総数では常勤が4割、非常勤が6割を占めている。また、職員数は常勤では1人が最も多く（42・2%）、次いで2人22・6%、3人13・7%、非常勤でも同様の傾向がうかがえる（1人33・9%、2人22・2%、3人13・6%）。なお、経理専門の担当者がいる法人は2割弱（17・3%）に留まる。最も多いのは「他の仕事も兼務する経理担当者がある」で約7割を占めている（68・9%）。

### 《職員の処遇》

職員の給与・報酬は、全体では有給61・4%、無給36・4%であるが、常勤職員では78・9%、非常勤職員では50・2%が有給となっている（図表3）。

常勤職員の年収は「1000〜

図表3 勤務形態(n=5517)



300万円未満」が最も多く（57・5%）、これに「100万円未満」12・2%を加えると、全体の約7割が300万円未満という低い収入となっている。一方、「300〜500万円未満」が約4分の1（26・3%）あるが、「500万円以上」はわずか2・2%に留まっている。

常勤有給職員に対する労働保険・社会保険の適用状況を見ると、労災保険75・5%、雇用保険73・5%、健康保険67・7%、厚生年金66・8%であり、本来加入が義務づけられている労災保険の適用が行われていない法人がある。他の保険についても、同規模の中小企業における雇用状況と比較して、NPO法人の常勤職員

の福利厚生条件が不十分である現状が浮き彫りになった。また、労働安全衛生法にもとづく定期健康診断の実施法人も35・8%に留まっており、未実施法人が44・5%となっていることは大きな問題といえよう。

### 《事務所の開設場所》

「自法人が賃貸契約を結んでいる建物」(42・9%)が最も多く、次いで「代表者の自宅」16・5%、「代表者または理事、会員の職場」16・3%、「理事または会員の自宅」5・8%、「法人関連企業の建物」5・8%となっている。「行政・公共施設」4・6%や「自法人所有の建物」2・8%もあった。

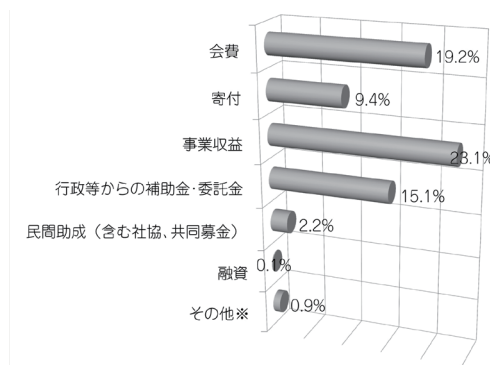
## 3 NPO法人の資金・財務

### 《主たる収入源》

複数回答の結果をみると、「会費」が最も多く76・7%、次いで「事業収益」58・4%、「寄付」52・4%、「行政等からの補助金・委託金」36・6%、社協・共同募金を含む「民間助成」20・7%であり、「融資」を受けている法人は2・1%とごくわ

ずかである。これらのうち最も大きな比率を占めるものを尋ねると、「事業収益」23・1%を筆頭に、「会費」19・2%、「行政等からの補助金・委託金」15・1%などとなっている。事業収益獲得に努めるNPO法人の姿勢が浮かび上がる(図表4)。

図表4 主たる収入源(単数回答)(n=1169)



なお、「最も近い決算終了年度において借金残高があるか」尋ねると、「ある」は24・5%に留まった。金額は「50万円未満」が最も多く20・4%、次いで「1000～2000万円未満」14・3%、「50～1000万円未満」9・6%となっている。

### 《年間収支規模》

全体を大きく括ると、1000万円未満が49・9%、1000万円以上が50・1%と二分されている。これを細かくみると、50万円未満12・0%(0円0・6%を含む)、200万円未満13・8%、600万円未満15・3%、1000万円未満8・8%、2000万円未満15・6%、4000万円未満15・5%、1億円未満10・9%、1億円以上8・2%となっており、財政規模に大きなばらつきがあることが指摘できる。ちなみに、最少値は0円、最大値は45億2774万円、平均は4657万円である。

### 《人件費総額》

直近の決算年度の人件費総額をみると、「0円」が22・2%であり、これはボランティアベースの活動を行っていると思われる。以下、「1000万円未満」19・5%、「4000万円未満」21・0%、「8000万円未満」12・1%、「20000万円未満」11・7%、「40000万円未満」6・9%、「1億円未満」4・6%、「1億円以上」2・0%と、ばらつきが大きい(NAを

除く)。

### 《法人の資産》

現金86・4%が最も多く、以下、物品19・6%、定期預金13・7%、土地・建物3・3%、有価証券1・1%などとなっている(複数回答)。

### 《監査体制》

「内部監査のみ」が約3分の2(67・2%)と過半数を占め、「内部監査と外部監査の両方」18・8%、「外部監査のみ」6・7%と続いている。外部監査は法人運営の透明性を保つ上で重要だが、全体の4分の1の法人しか外部監査を実施できていない(DK1:4%、NA6:0%)。

◆調査報告書全文はボラ市民ウェブ(<http://www.tvac.or.jp/news/21587.html>)で公開しています。

◆次号では、「NPO法人の活動の課題と今後の方向性」「調査の要約と考察」を掲載する予定です。